

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
ACT編集委員会規程

平成 22 年 10 月 29 日 制定  
平成 26 年 2 月 28 日 改正  
令和 元年 5 月 22 日 改正  
令和 5 年 10 月 23 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、ACT 編集委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。なお、ACT 論文集（以下「本論文集」という。）は、Journal of Advanced Concrete Technology の略称である。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 20 名以内をもって組織する。委員は第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、顧問、次期委員長)

第 3 条 委員会に、委員長 1 名を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。

3. 委員会に顧問を置くことができる。顧問は、委員長が指名する。顧問は、本論文集の編集上必要な専門家で、委員長に助言し、論文及び討議の査読、並びに年間最優秀論文の選考に協力する。

4. 委員長交代の前年度 1 年間は、委員会に次期委員長を置くことができる。次期委員長は、委員長業務引継ぎを主として委員会の職務の遂行に協力する。

(任期)

第 4 条 委員長の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

4. 顧問の任期は定めない。

(職務)

第 5 条 委員会は、本論文集に投稿された論文及び討議に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、図書編集委員会に付議する。

(1) 本論文集の編集方針

(2) 投稿された論文及び討議の査読

(3) 投稿された論文及び討議の登載の可否

- (4) 掲載論文の中からの年間最優秀論文の選考、及び学会賞への推薦
- (5) その他、必要な事項

(運営及び編集実務)

第6条 委員会は委員長が招集し、原則として2か月に1回の割合で開催する。なお、必要に応じて随時開催することができる。

2. 委員会は運営事務及び編集実務を事務局代行業者に委託することができる。事務局代行業者は2名以内の担当者(編集幹事と呼ぶ)を派遣し、委員長の指示に従って委員会の運営事務及び編集実務を執り行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、図書編集委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

- 1. この規程は、平成22年10月29日から施行する。
- 2. この規程の改正は、令和5年10月23日から施行する。